

育児休業等に関する法律の概要

1. 1歳に満たない子を養育する男女労働者は、事業主に申し出ることにより育児休業をすることができます。
 - ♥ 申出は、休業する期間を明らかにして行わなければなりません。
 - ♥ 日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者は対象となりません。
 - ♥ 専業主婦を配偶者とする労働者等については、あらかじめ労使協定が結ばれると対象から除外されます。
 - ♥ 賃金を支払うかどうかをはじめとする休業期間中の労働者の待遇については労使のとりきめに任されますが、事業主はこれらをあらかじめ定め、明らかにしておくよう努めることが求められます。休業後の取扱いについても同様です。
 - ♥ 事業主は、労働者の配置等の雇用管理や休業期間中の職業能力の開発向上等に工夫を行い、労働者の育児休業の申出や休業後の就業が円滑に行われるよう努めることが求められます。
 - ♥ 事業主は育児休業を申し出たこと又は実際に育児休業したことを理由として労働者を解雇することはできません。
2. 事業主は、育児休業の他に、1歳に満たない子を養育する労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。
3. 事業主は、1歳以上小学校入学までの幼児期の子を養育する労働者についても、育児休業や他の就業しつつ子を養育することを容易にするための措置に準じた措置を講ずるよう努めることが求められます。
4. 雇用する労働者が常時30人以下の小規模事業所については、平成7年3月31日までの間上記1、2の適用が猶予されます。
5. この法律の施行のために必要な事項は、労働省令及び労働大臣の指針等において定められています。
6. この法律の施行機関は都道府県婦人少年室であり、一定の場合に労働大臣の指針に基づき助言、指導、勧告を行います。

育児休業法に関すること、育児休業制度の導入、その内容に関すること、特定中小企業事業主育児休業奨励金に関することは下記にどうぞ ♥

雇用する労働者が常時30人以下の事業主の皆さん

育児休業制度を導入しましょう

特定中小企業事業主育児休業奨励金
の お 知 ら せ

平成4年度

平成4年4月1日より「育児休業等に関する法律」が施行になりました。
この法律は、一定範囲の労働者に対し育児休業をすることを権利として認めています。
したがって、事業主は労働者が育児休業を申し出れば、休業をさせなければいけません。
雇用する労働者が常時30人以下である事業所は、平成7年3月31日までこの法律の適用が猶予されていますが、平成7年4月1日には全事業所に適用になることから、早期に育児休業制度を導入しておくことが望まれます。

労 働 省 婦 人 局

特定中小企業事業主育児休業奨励金の御案内

受給できる事業主

は、次の条件のすべてに該当する事業主です。

1. 育児休業法が施行となった平成4年4月1日及び支給申請の時点において、雇用する労働者の数が常時30人を超えない事業主であること。
2. その雇用する労働者について、就業規則又は労働協約により育児休業法に基づく育児休業制度（1歳に満たない子を養育するためにする休業を認める措置）を実施することとなった事業主であること。
なお、平成4年4月1日以後に上記の育児休業制度を実施した事業主に限ります。
3. 2の育児休業制度により、初めて3か月以上の育児休業をした労働者が生じた事業主であること。
4. 2による育児休業をした労働者を休業開始の日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用している事業主であること。

受給できる額

育児休業を導入し最初の育児休業者が生じた場合に1事業主（企業単位）につき

70万円

受給のための手続

(1) 申請期間

育児休業制度を設けてから、初めて3か月以上休業した労働者が休業を開始した日から3か月を経過した日から3か月以内。

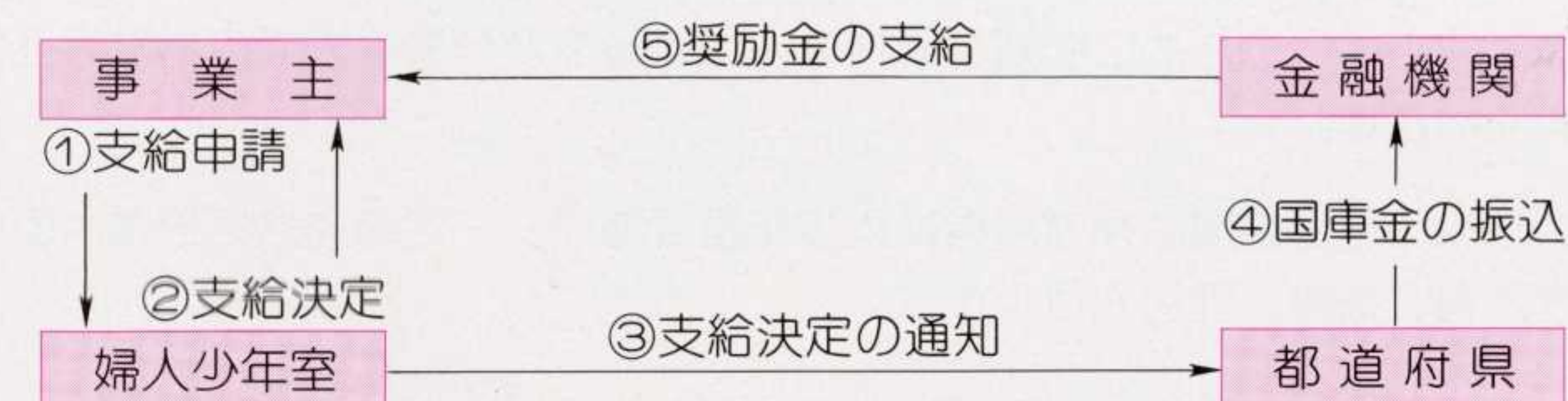
(2) 申請書の提出

申請期間内に必要書類を添えて特定中小企業事業主育児休業奨励金支給申請書を婦人少年室に提出して下さい。

《申請のための提出書類》

- ①特定中小企業事業主育児休業奨励金支給申請書（婦人少年室に備えてあります。）
- ②育児休業制度に関する就業規則、労使協定等の写
- ③対象育児休業者に係る労働者名簿の写
- ④対象育児休業者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写
- ⑤対象育児休業者に係る育児休業申出書の写
- ⑥労働者名簿の写、賃金台帳の写など、平成4年4月1日時点及び支給申請時点において法の適用を猶予される企業であることを確認するための書類
- ⑦その他

（参考）特定中小企業事業主育児休業奨励金の受給手続



（注意）偽りその他の不正によって奨励金の支給を受けた場合などにおいては、支給した奨励金の返還を求められます。